

番号：170160

国名：エルサルバドル共和国

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム

案件名：東部地域を中心とする地方開発能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1 担当業務、格付等

(1) 担当業務：評価分析

(2) 格付：3号～4号

(3) 業務の種類：調査団参団

2 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年5月下旬から2017年7月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 23日 5日

3 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：5月10日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)

(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAウェブサイト（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月23日（火）までに個別に通知します。

※ 2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）から、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を導入しています。

4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針 8 点
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等 2 点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等

- 1) 類似業務の経験 4 5 点
- 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 9 点
- 3) 語学力 1 8 点
- 4) その他学位、資格等 1 8 点

計 1 0 0 点

類似業務	各種評価調査（農業・農村開発、地域開発分野）
対象国／類似地域	エルサルバドル／全途上国
語学の種類	スペイン語 もしくは英語

5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6 業務の背景

エルサルバドルのサンチェス・セレン政権は、2015年1月に雇用の創出、教育、市民の安全保障を柱とし、市民参加や地方開発を重視する『国家開発5か年計画（PQD：Plan Quinquenal de Desarrollo）2014-2019』を発表した。同計画に基づき、同国の社会プログラムの実施主体である地方開発社会投資基金（Social Investment Fund for Local Development、以下、FISDL）は、2015年2月1日付で組織改編を実施、技術局社会開発部地方開発課を設置した。

FISDLは、社会開発事業の実施において、市が中心的役割を果たせるように地方自治体（市役所）の能力強化に取り組んでいく方針を固め、2015年7月から2年間、全国10市を対象（そのうち6市が東部地域）として、社会開発事業の持続的且つ自立発展的な実施を目指し、市民参加、地方自治体の能力開発、意識の変化による「生活改善アプローチに基づく社会プログラム実施のための地方自治体能力強化プロジェクト」と称するパイロット・プロジェクトを実施した。このパイロット・プロジェクトの実施が2年間と限られたものであった上、生活改善アプローチの導入に特化したものであった。このため、パイロット・プロジェクト終了後にも地方の各自治体が自立的且つ持続的な発展を実現できるように、既存の参加型開発計画立案・実施に係る手法・マニュアルを整理しつつ、エルサルバドルにおける参

加型地方開発のモデルを構築することを目的とした東部地域を中心とする地方開発能力強化プロジェクト（以下、プロジェクト）への技術協力要請が我が国に対してなされた。

本プロジェクトは、経済活性化と雇用拡大と言う重点分野の下、実施されているエルサルバドル東部地域開発プログラムに大きく貢献するものである。ホンジュラスで実施されていた「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL II）（2011年～2016年）」を参考にしつつ、エルサルバドルの政治・経済・社会状況に即した参加型地方開発のモデルを構築し、各市の課題や住民のニーズに基づく参加型による開発計画を立案・実施することで、自立的且つ持続的な開発の素地が作られることが期待される。

また、東部地域開発プログラムの枠組みにおいて、地域資源を再発見し、地域アイデンティティの再確立を目指す市レベルでの協力が一村一品運動アドバイザーにより行われている他、東部地域には「生活改善アプローチによる農村コミュニティ開発」の帰国研修員が複数おり、他の機関との連携を図りつつ、生活改善アプローチを用いたコミュニティ開発に積極的に取り組んでいる。これまでのJICAの協力を活用しつつ、コミュニティの開発計画策定や実施への積極的な参加と市側の調整能力強化を図ることで、市を超えて形成が進むMicroregión（広域自治体連合会に相当）に対する支援につながるものである。

本詳細計画策定調査は、2017年10月に開始を予定している技術協力プロジェクトの具体的な枠組み（目標、成果、活動内容、工程、実施体制等）についてエルサルバドル側関係機関と協議し、合意した内容を協議議事録（M/M）として締結することを目的として実施する。

7 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の団員と協力・調整しつつ、プロジェクトの上位目標、目標、成果に関する指標の設定を中心として、PDMの策定を含む協力計画の策定に必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2017年5月下旬）

- 1) 要請背景・内容を把握する（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- 2) 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- 3) 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- 4) PDM(案)（和文、西文もしくは英文）、PO(案)（和文、西文もしくは英文）及び事業事前評価表(案)（和文、西文もしくは英文）の担当分野関連部分を作成する。
- 5) エルサルバドル国関係機関（G/P機関等）、専門家（ボランティア含）、他ドナー等に対す

る質問票(案)(和文もしくは西文もしくは英文)を作成する。

- 6) 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- 7) 担当分野に係る対処方針(案)(和文)作成に協力する。
- 8) 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年5月下旬～6月中旬)

- 1) JICAエルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- 2) エルサルバドルの関係機関との協議に参加する。
- 3) プロジェクトの背景・目的・内容を確認する(要請書や関連報告等の内容を踏まえたうえで、エルサルバドル側関係機関のニーズを確認する)。
- 4) JICAエルサルバドル事務所を通じて、あるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
- 5) 質問票調査、インタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ① エルサルバドルの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付けを把握する。
 - ② エルサルバドルの案件関連分野における開発動向を把握する。
 - ③ 我が国援助方針との関連を確認する。
 - ④ エルサルバドル側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
 - ⑤ プロジェクトの直接・間接の裨益者を確認する。
 - ⑥ プロジェクトが将来対象地域に与える正・負のインパクトを確認する。
 - ⑦ プロジェクトの実施に必要な投入(専門家、研修、機材、G/Pの配置、ローカルコストの負担)を検討する。
 - ⑧ FISDL及び関係機関の社会発事業に向けた政策や人材育成方針について把握する。
- 6) 調査団及びエルサルバドル側関係機関と協議の上、担当分野に係るPDM(案)(和文・西文もしくは英文)、PO(案)(和文、西文もしくは英文)の作成に協力する。
- 7) 関係者と合意された内容について、討議議事録(R/D: Record of Discussions)(案)(西文もしくは英文)及びM/M(案)(西文もしくは英文)の取りまとめに協力する。
- 8) 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から担当分野に係る事業事前評価表(案)(和文、西文もしくは英文)の作成に協力する。
- 9) 担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICAエルサルバドル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年6月下旬)

- 1) 事業事前評価表(案)(和文、西文もしくは英文)作成に協力する。
- 2) 現地調査結果及び収集資料の整理、分析を行う(収集資料リストの作成や、質問票回答、事業事前評価表、PDM案、PO案等の他調査団員の作成した資料の取りまとめ等も含

む)。

- 3) 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- 4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8 成果品等

本業務を通じて作成する資料は以下のとおり。なお、最終成果品は(3)とする。

- (1) PDM案(和文、西文もしくは英文)、PO案(和文、西文もしくは英文)
- (2) 担当分野に係る事業事前評価表(案)(西文もしくは英文)
- (3) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案):1部
- (4) 担当分野に係る面談記録(和文)

9 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照すること。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路については、日本⇄ヒューストン／アトランタ／ロサンゼルス⇄エルサルバドルを標準とします。

10 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2017年5月28日～2017年6月19日を予定している。なお、エルサルバドルにおける訪問地はサンサルバドル及び東部4県(サンサルバドルより車で2.5時間程度)を予定。

JICAの調査団員は、本業務従事者と約1週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ① 総括(JICA)
- ② 地方行政(JICA)
- ③ 協力企画(JICA)

④ 評価分析（コンサルタント）

3) 便宜供与内容

JICAエルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

4) 空港送迎

あり

5) 宿舎手配

あり

6) 車両借上

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗。）

7) 通訳備上

必要に応じ西語⇄英語の通訳を備上

8) 現地日程のアレンジ

あり

9) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料を農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム（担当：高砂 大 TEL：03-5226-8458）で配布する。

・要請書

加えて、以下関連する以下の資料についてはJICA 図書館で閲覧可能。

・「ホンジュラス国地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL II）」終了時評価報告書

・「グアテマラ国地方自治体能力強化プロジェクト」終了時評価調査報告書

・「パラグアイ共和国イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」終了時評価報告書

・技術協力コンテンツ「生活改善アプローチ」視聴覚教材

・「プロジェクト研究 途上国開発における生活改善アプローチの適用可能性の検討報告書（執務参考資料）」

(3) その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAエルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

4) 当該業務従事者は、スペイン語で業務をこなせることが望ましい。

以上